

第3次湖南省障がい者の支援に関する基本計画
みんなでとりくむ つばさプラン

障がい者計画の骨子案

(次期計画の基本的な考え方)

令和2年10月7日

湖 南 市

目次

第1章 はじめに	1
1 計画の名称	
2 計画の位置づけと計画期間	
第2章 めざすまちの将来像や基本となる考え方	2
1 めざすまちの将来像	
2 この計画を進めるのは	
3 この計画の目標	

第1章 はじめに

1 計画の名称

- 「湖南省障がい者の支援に関する基本計画 みんなでとりくむ つばさプラン」は、みんなの想いを乗せて大空を飛ぶ鳥のつばさをイメージしています。
- 一人ひとりの自己実現を大切に、互いに支え、支えられながら、共に生きられる社会の実現をめざした湖南省の想いを表すものとして、第3次計画においてもこの名称を引き継ぎます。

2 計画の位置づけと計画期間

○この計画は「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」で構成されます。

(1) 「湖南省障がい者計画」

-
- 本市の障がい福祉分野のまちづくりの指針となる計画です。
- 「障害者基本法第11条第3項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害者計画です。

(2) 「湖南省障がい福祉計画」

- 「湖南省障がい者計画」を踏まえて策定するもので、障がい福祉サービス等の供給に目標数値を掲げて、具体的な整備を推進するための計画です。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害福祉計画です。

(3) 「湖南省障がい児福祉計画」

- 平成30年4月1日施行の「改正児童福祉法第33条の20第1項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害児福祉計画です。
- 「同 第6項」に基づいて、「湖南省障がい児福祉計画」は「湖南省障がい福祉計画」と一体のものとして策定しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
湖南省障がい者計画	第3次					
湖南省障がい福祉計画	第6期		第7期			
湖南省障がい児福祉計画	第2期		第3期			

第2章 めざすまちの将来像や基本となる考え方

1 めざすまちの将来像

- 本計画は、第1次計画以来の考え方を継承して、「いきいき条例」の目的に基づき、障がいのある人一人ひとりの能力、適性、発達段階及び社会環境に応じた保健、福祉、医療、教育及び就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進することによって、障がい者の自立及び障がい者がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現をめざすものです。
- 本計画がめざすまちの将来像（理念）については、第2次計画の考え方を引き継ぎ、次のとおりとします。

めざすまちの姿（理念）

一人ひとりが自分らしく 共に生きるまち 湖南省

2 この計画を進めるのは

- 本計画は、第2次計画と同様、みんなで協力し合って進めます。

みんなでとりくむ つばさプラン

行政、サービス事業者、医療機関、
保育園や幼稚園、学校、企業、団体、
障がいのある人を含むすべての市民

3 この計画の目標

○第2次計画改訂版の4つの目標について検討を加えます。

(第2次計画改訂版の内容)

目標1：一人ひとりの発達・成長を応援する

障がいのある子どもや発達に支援の必要な子どもが自分の持てる力を十分に発揮し、自分らしく健やかに成長できるよう支援のネットワークを広げます。

【施策】

施策1：発達支援システムの充実

施策2：支援が必要な子どもの早期発見・対応

施策3：教育・保育の充実

施策4：放課後等児童対策の充実

●：ニーズ調査（18歳未満）

■：団体ヒアリング調査

◎：ニーズ調査（18歳以上）

◆：甲賀地域障害児・者サービス調整会議

○：アンケート調査（一般市民）

★：策定委員会等での議論（意見）

施策1：発達支援システムの充実

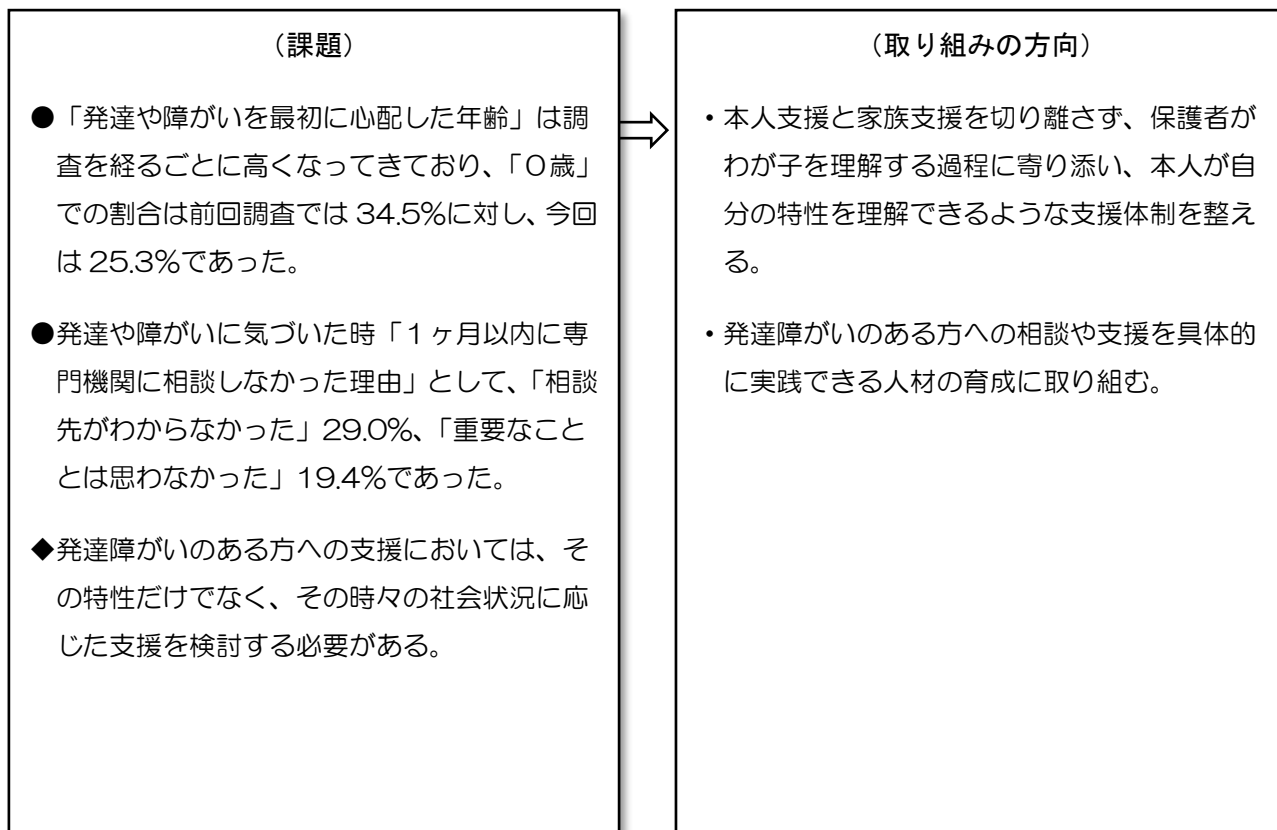
(課題)

- 長期的な人材の確保と育成が課題
- 発達支援システムが学齢期だけで終わる。ゆりかごから墓場までの切れ目のない取り組みが必要。
- ◆ここあいパスポートを切れ目のない支援の仕組みづくりに有効活用したいところだが、その運用には、普及の面でも活用の面でも課題がある。

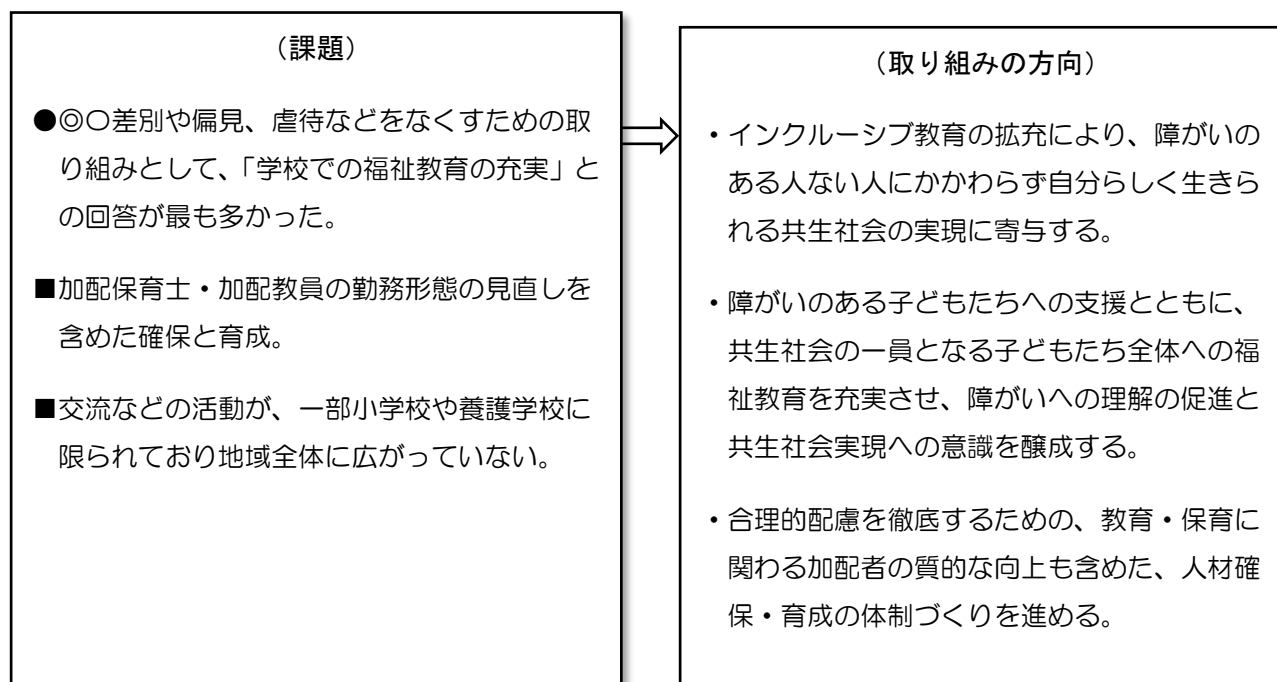
(取り組みの方向)

- ・乳幼児期から成人期までの発育と発達を個別に援助できる多様性のある発達保障体制を確立する。
- ・ここあいパスポートの有効活用をはじめ、子育てに関する諸施策と学校教育にもとづく、切れ目のない支援の仕組みづくりを推進する。
- ・本人支援のみならず家族や家庭生活に対する支援も踏まえた多角的な援助体制を充実する。
- ・就学・進学・就労時の個別支援情報の引継ぎによる継続的な支援がさらに充実するよう、協議や研修を通して、情報共有や関係機関の連携の体制をさらに強化する。

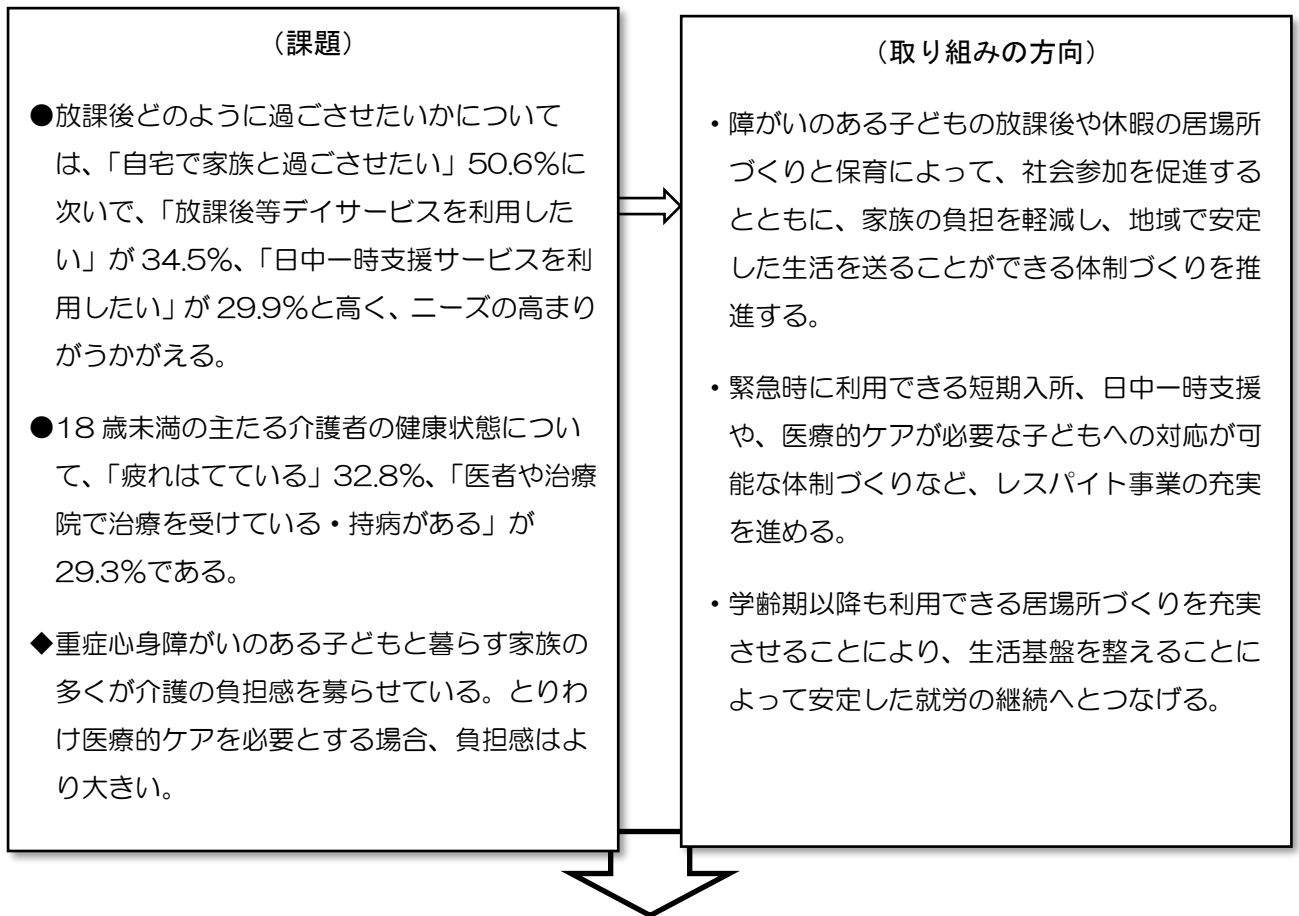
施策2：支援が必要な子どもの早期発見・対応



施策3：教育・保育の充実



施策4：放課後等児童対策の充実



(第2次計画改訂版の見直し案) 下線箇所が見直し部分

目標1：一人ひとりの発達・成長を支援する

障がいのある子どもや発達に支援の必要な子どもが自分のもてる力を十分に発揮し、自分らしく健やかに成長できるよう、関係機関の連携のもと、発達支援システムの更なる充実や、放課後等における自己実現の場づくり、インクルーシブ教育の充実によって支援のネットワークを広げます。また、学校生活から社会生活への安定した移行へは、基盤となる家庭生活への支援が不可欠であることから、本人支援のみならず家族支援の体制を強化します。

【施策】

施策1：切れ目のない発達支援システムの充実

施策2：支援が必要な子どもの早期発見・対応

施策3：教育・保育の充実

施策4：放課後等の居場所づくりによる生活支援の充実

(第2次計画改訂版の内容)

目標2：「輝きたい」「働きたい」意欲に応える

「輝きたい」「働きたい」意欲のある人が、自分にあった社会参加や就労の場を見つけて、その環境で力が発揮でき、生きがいや収入を得られる地域社会を築きます。

【施策】

施策5：社会参加の促進

施策6：就労の促進

施策5：社会参加の促進

(課題)

- ◎余暇を楽しむために困っていることについて、「移動するのに困る」24.0%、「一緒に楽しむ仲間が得にくい」16.2%、「余暇を楽しむ経済的なゆとりがない」15.8%であった。
- 障がい者スポーツ大会を開催しても、参加者が固定されている。また、若年層の参加者がほとんどいない。
- 余暇活動に参加しやすい移動手段の確保が必要。
- ◆就職後の定着の課題を考えたとき、仕事の継続のための余暇支援が不足しているように思われる。

(取り組みの方向)

- スポーツ活動、レクリエーション活動によって、障がいのある人の健康づくりや生きがいづくりを支援する。
- 社会参加や市民との交流による障がいへの理解を促進する視点からも、参加機会の確保、活動の周知、参加しやすい環境整備に取り組む。
- 就労後の生活を支えるものとして余暇活動をとらえ、ニーズに合った社会参加支援体制の整備に努める。

施策6：就労の促進

(課題)

- 将来の生活で不安になることとして「就労支援や就職のこと」をあげた人の割合は、77.0%であった。
- 就労移行支援事業所が少なく、就労形態の選択肢がない。生活介護、就労継続支援B型が明確に区別できず、本人の意図と外れることもある。障がいの特性から作業所を選択できる環境づくりが必要。
- 企業の中に障がい者雇用への機運が高まっていることもあり、企業への一般就労を促進してほしい。
- ◆卒業後の進路先となる生活介護事業所が不足している。
- ◆知的障害を伴わない発達障がいの就労支援では、安定して社会参加している人は、生活の安定と自己肯定感を持ち自己理解が図れている状態にあることが確認されている。
- ◆発達障がいのある方の就労支援には生活支援の視点も併せもちながら行うことが必要である。
- ◆就職後、障がいへの理解が不足し、離職につながってしまうケースがある。
- ◆農福連携に関しては、必ずしも障がい者はじめ、施設や施設職員が農業が得意ではない。

(取り組みの方向)

- 周囲とのコミュニケーションを保ちながら、治療もあることを踏まえ、一人ひとりの障がい特性に応じた就労の促進に取り組む。
- 障がいのある人が安定して働きつづけられるよう、土台となるべき安定した生活の実現を支援する。
- 就労支援事業所の整備、職員の研修、就労後に相談できる環境作りなどの継続的な就労支援体制を構築し、就労定着を支援する。
- 企業に対し、障がいへの理解の促進、啓発を行い、長く働ける環境を整える。
- 生活介護事業所の整備や、農福連携、企業協力等の就労支援において、農業の直接的な指導員や事業と人をつなぐコーディネーターや機関の設置を検討するなど、就労の場の確保に努める。



(第2次計画改訂版の見直し案) 下線箇所が見直し部分

目標2：「輝きたい」「働きたい」意欲に応える

「輝きたい」「働きたい」意欲のある人が、自分にあった社会参加や就労の場を見つけて、その環境で力が発揮でき、生きがいや収入を得られる地域社会を築きます。また、長く「輝き」「働き」つづけるために、障がいへの理解にもとづく合理的配慮のなされる環境づくりと、安定した地域生活を送れるよう生活支援の仕組みづくりを進めます。

【施策】

施策5：社会参加の促進

施策6：就労につなげ、働き続けられるしくみづくり

(第2次計画改訂版の内容)

目標3：毎日の生活を支える

住まいの場の確保や生活支援サービスの充実、地域みんなが参加する支援によって、障がいのある人やその家族の、毎日の生活を支えます。

【施策】

施策7：相談と情報提供の充実

施策8：自立支援給付等による日常生活の支援

施策9：経済的負担の軽減

施策10：住まいの確保

施策11：保健・医療の確保

施策7：相談と情報提供の充実

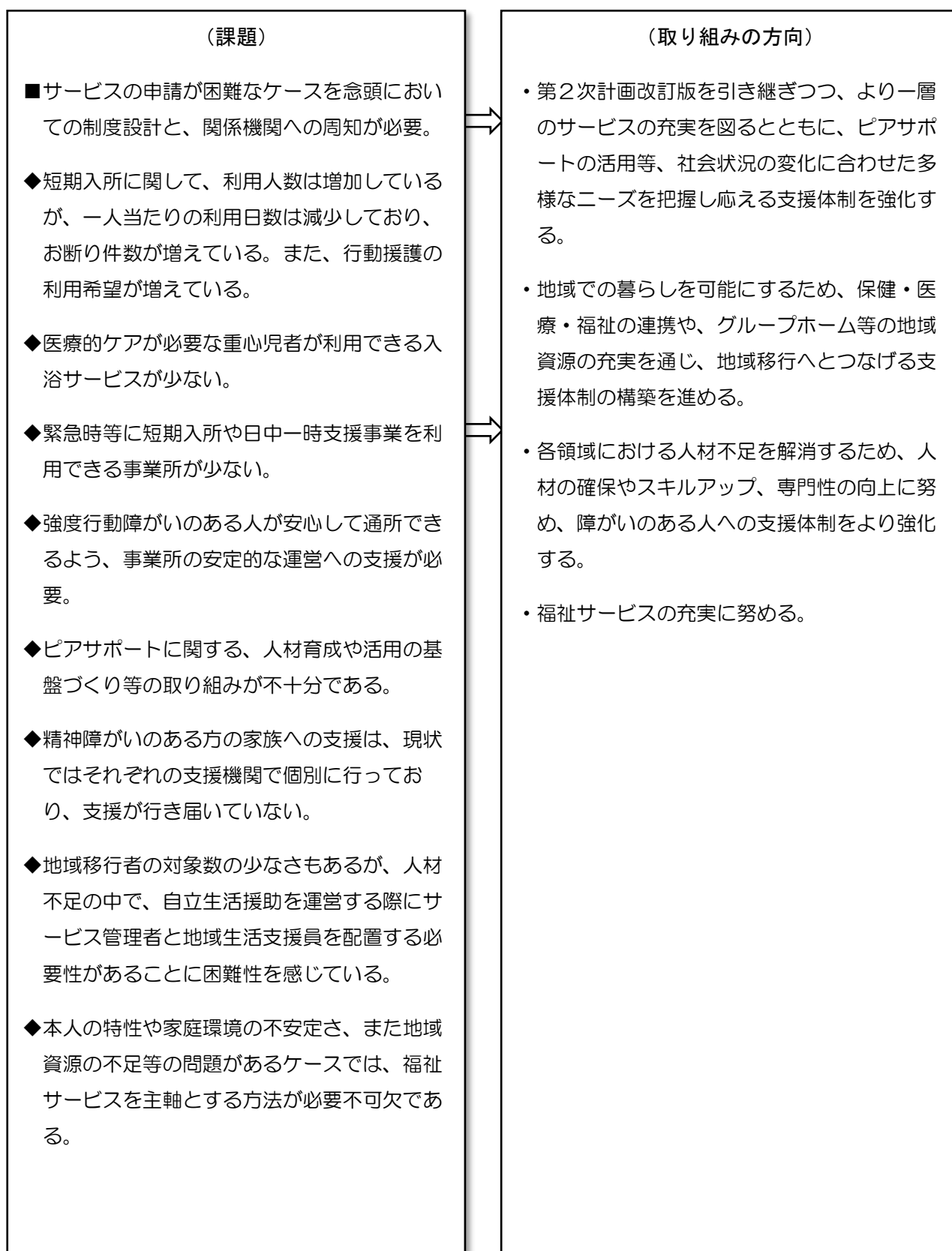
(課題)

- 計画相談支援に関して「今よりも利用を増やす予定」と答えた人は20.7%である。
- 相談以外での情報の入手方法として、市のパンフレット・ホームページ・講演会、市内の福祉施設のパンフレット・ホームページ、県・国のパンフレット・ホームページの利用が大きく伸びている。
- 行政の窓口対応に、情報提供などの面でばらつきがある。
- ◆計画相談支援体制は、セルフプランの増加もあり、体制は十分ではない。事業所および相談員の数少なく、受託事業所の本来の業務を圧迫している。
- ◆どの事業所も支援者確保に苦慮している。相談員の不足。
- ◆相談体制の不十分さにより、相談員の研修などのスキルアップの機会の確保が難しい。また、専従か兼務かによっても機会の差が生まれる。

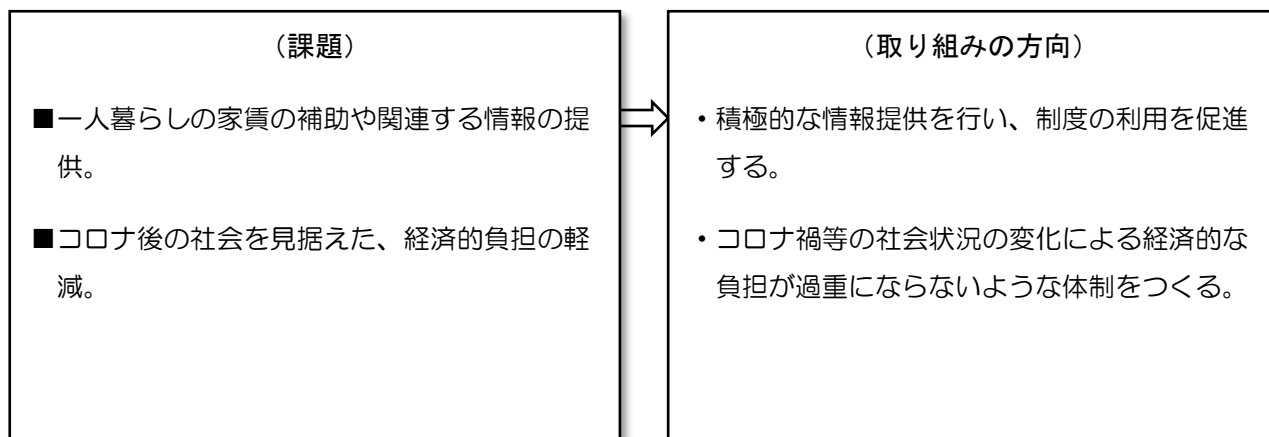
(取り組みの方向)

- ・市職員の研修の充実により、市民の立場を理解したサービス体制を確立する。
- ・さらなる計画相談事業所の参入、相談員の確保により、継続的で充実した相談支援体制を確立する。
- ・複合的な問題を抱えた家庭が、地域から孤立せず地域での生活が続けられるよう、関係機関、多職種間の連携を強化し、重層的な地域生活支援体制の構築を進める。
- ・相談支援スキル向上のための研修を実施するため、相談体制の充実と待遇の改善を検討する。

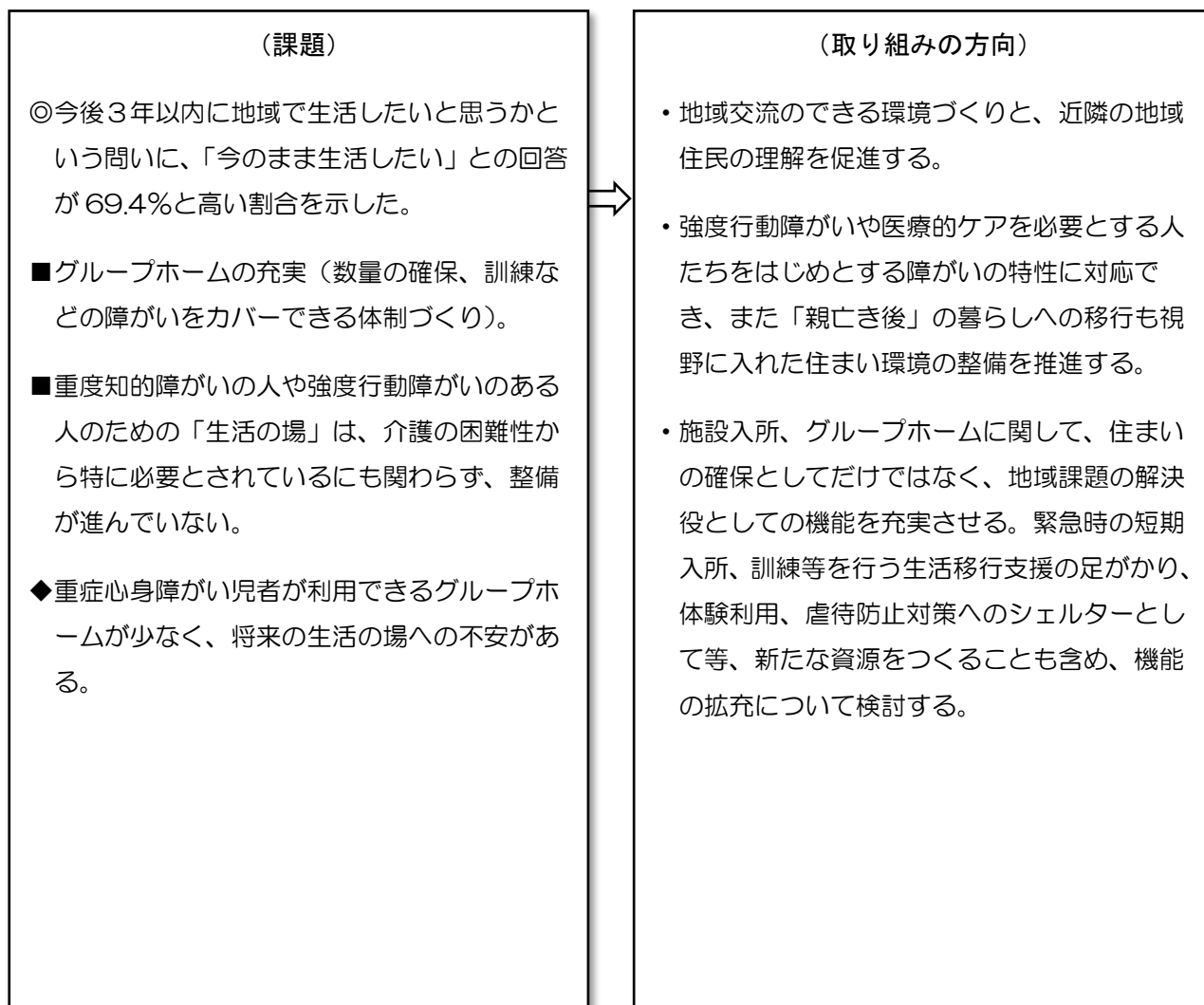
施策8：自立支援給付等による日常生活の支援



施策9：経済的負担の軽減



施策10：住まいの確保



施策 11：保健・医療の確保

(課題)	(取り組みの方向)
<p>●医療を受けたいときに困っていることとして、「主治医や、かかりつけの医療機関が遠い」が20.7%となっている。また、「身体障害者手帳を持っている」児童について、「主治医や、かかりつけの医療機関が遠い」、「療育手帳を持っている」児童について、「障がいを理解してもらえない医療機関がない」が比較的高い。</p> <p>◎医療を受けたいときに困っていることとして、「主治医や、かかりつけの医療機関が遠い」が13.5%である。また、「身体障害者手帳を持っている」人は「主治医やかかりつけの医療機関が遠い」が13.5%、「療育手帳を持っている」人は「障がいを理解してもらえない医療機関がない」が10.3%と高い。「精神障害者保健福祉手帳を持っている」人は「主治医やかかりつけの医療機関が遠い」が22.0%と高い割合を示し、また「主治医や、かかりつけの医療機関の対応が満足できない」への回答が12.1%と比較的高いことが特徴である。</p> <p>■病院診療への付き添いが必要。</p> <p>■医療費補助の基準に満たない難病患者への補助。</p> <p>◆アルコール、ギャンブル、薬物依存へは、対応が困難なケースが多く、課題も多い。</p> <p>◆重症心身障がい児および医療的ケア児のニーズとして、福祉サービスを利用したいものの、多くのサービスが医療的ケアに対応不可のため、実際に利用できるサービスは訪問看護などの医療系サービスに限定されている。</p>	<p>• 依存症に対して、医療や保健、多様な専門機関との連携や、当事者を支える社会資源や支援の検討や、研修の機会づくり等の支援体制の構築を進める。</p> <p>• 医療分野における障がいや障がいのある人への理解を促進し、合理的配慮の提供を踏まえた、適切な医療サービスを受けられる体制作りを推進する。</p> <p>• 医療的ケアを必要とする人に対して、サービスが途切れることなく利用できる、福祉サービスと医療サービスの連携にもとづく支援体制の充実を推進する。</p>

追加：高齢分野との連携の課題

(課題)

◎18歳以上では、回答者の年齢に関して、60歳以上が約65%を占めた。この年齢比率は、湖南省のすべての18歳以上の障がい者の年齢構成比率とほぼ同じであった。

◆利用者の加齢・高齢に伴う医療ケアの増加と介護負担の増加。

◆障がいのある人の高齢化とともに、今までできていたことができなくなってくる。家の掃除、ゴミ出し、庭の草むしり等の生活支援や、買い物や病院への移動支援を地域で支援できるようなシステムを構築してほしい。

■障がい者の高齢化にともない、「親亡き後」の生活をどうするのか、グループホームの充実と看取りのシステムの構築をしていくべき。

■障がい者の高齢化に伴う、介護支援への移行をどうすればよいのか。

■「親亡き後」の生活の見通しが立てづらい。

(取り組みの方向)

• 障がいのある人が高齢の親や同胞の看取りを支えるための支援について検討を進める。

• 障がい者の高齢化の実態に即して、障がいのある人が介護保険制度を有機的に利用できる体制を検討推進する。

• 障がいのある高齢者の日常生活を支える、地域丸ごとで無理なく支えあう、持続的なシステムの構築を検討する。

• 高齢と障がいという複合的な課題に対応できるための、甲賀地域の実情に合った、市や関係機関との連携にもとづいた重層的支援体制を構築する。



(第2次計画改訂版の見直し案) 下線箇所が見直し部分

目標3：毎日の地域での生活を支える

住まいの場の確保や生活支援を充実させ、障がいのある人やその家族が安心して暮らせる地域をつくります。施設の機能拡充や多職種間の連携、専門性の向上を通じ、地域移行支援・相談支援・医療的支援をはじめ、障がいの特性や個々の状況に応じて、必要とされる生活支援サービスの提供を図ります。また、医療と福祉との連携、高齢分野との連携、分野横断的な連携体制を構築・強化し、重層的な支援体制の構築を目指します。

【施策】

- 施策7：相談支援と情報提供の充実
- 施策8：自立支援給付等による日常生活の支援
- 施策9：経済的負担の軽減
- 施策10：地域の中での暮らしの場の確保
- 施策11：保健・医療の確保
- 施策12：高齢分野との連携

(第2次計画改訂版の内容)

目標4：共生する地域をつくる

市民や地域に障がいと障がいのある人への理解があり、障がいのある人ない人が自然に交流し、かかわりあい、互いに支えあう地域共生社会をつくっていきます。

【施 策】

施策 12：人権文化の醸成と権利の擁護

施策 13：ふれあい・交流の充実

施策 14：コミュニケーション支援の充実

施策 15：移動の確保

施策 16：災害への備え

施策 12：人権文化の醸成と権利の擁護

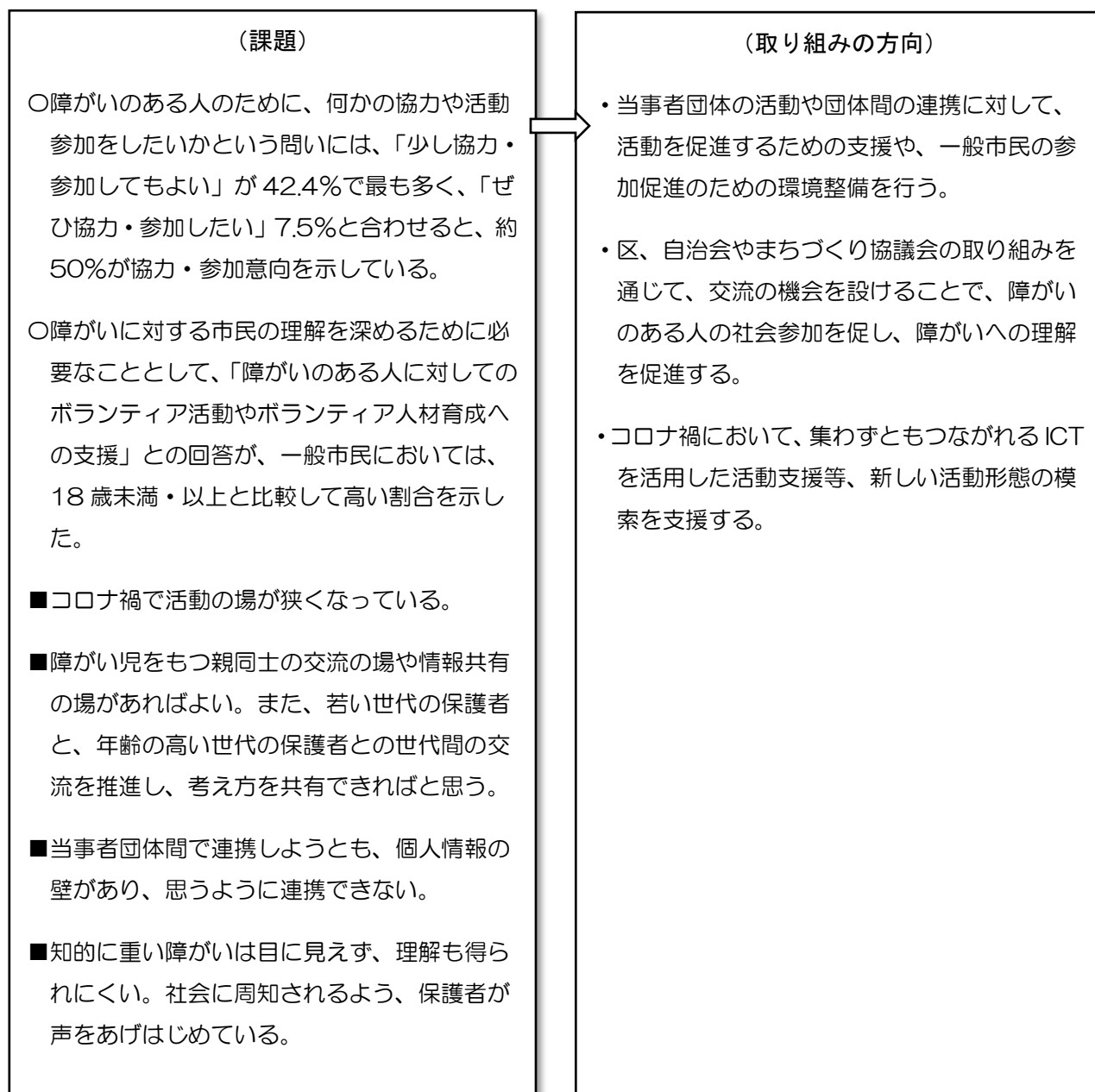
(課題)

- ◎○差別に対する市民の理解が進んでいるかについて、18歳未満・以上では否定的な意見が多い一方で、一般市民では肯定的な意見が多く、意識の乖離がみられる
- コロナ禍により、今までとは違う生活習慣や対応に、支援する側も受ける側も戸惑うことが多い。新たな差別を生まないよう働きかけなければならない。
- 障がい者を取り巻く法整備は整ってきているが、障がい者理解は市民に浸透していないように思う。
- ◆障がいのある人が支援を受けながら地域で働き・暮らし・活動することは基本的人権の尊重であり、障害者差別解消法でいわれている差別の禁止・合理的配慮の提供であるが、現実にはまだまだ、人権が尊重される社会からは程遠い。

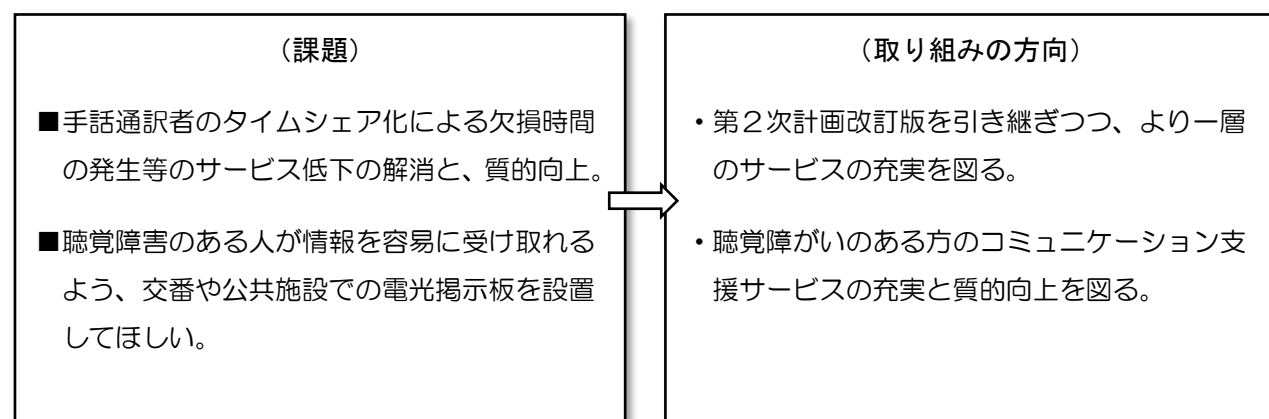
(取り組みの方向)

- ・第2次計画改訂版を引き継ぎつつ、市民や地域の意識・理解を醸成するための学習・研修、交流・体験などの取り組みを強化する。
- ・感染症拡大時やいかなる社会的状況にあっても、障がいのある人の人権が尊重され地域で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、差別の撤廃と合理的配慮の提供に取り組む。
- ・本計画のアピールを広く一般市民にも行い浸透させ、基本理念である「共生社会づくり」の実現を推進する。

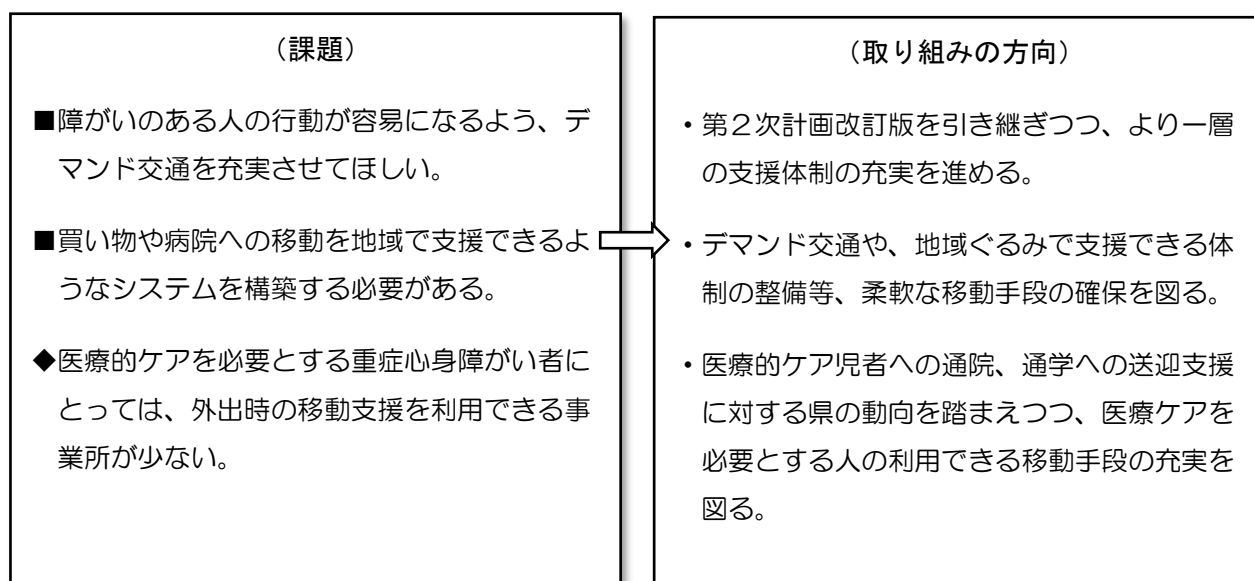
施策 13：ふれあい・交流の充実



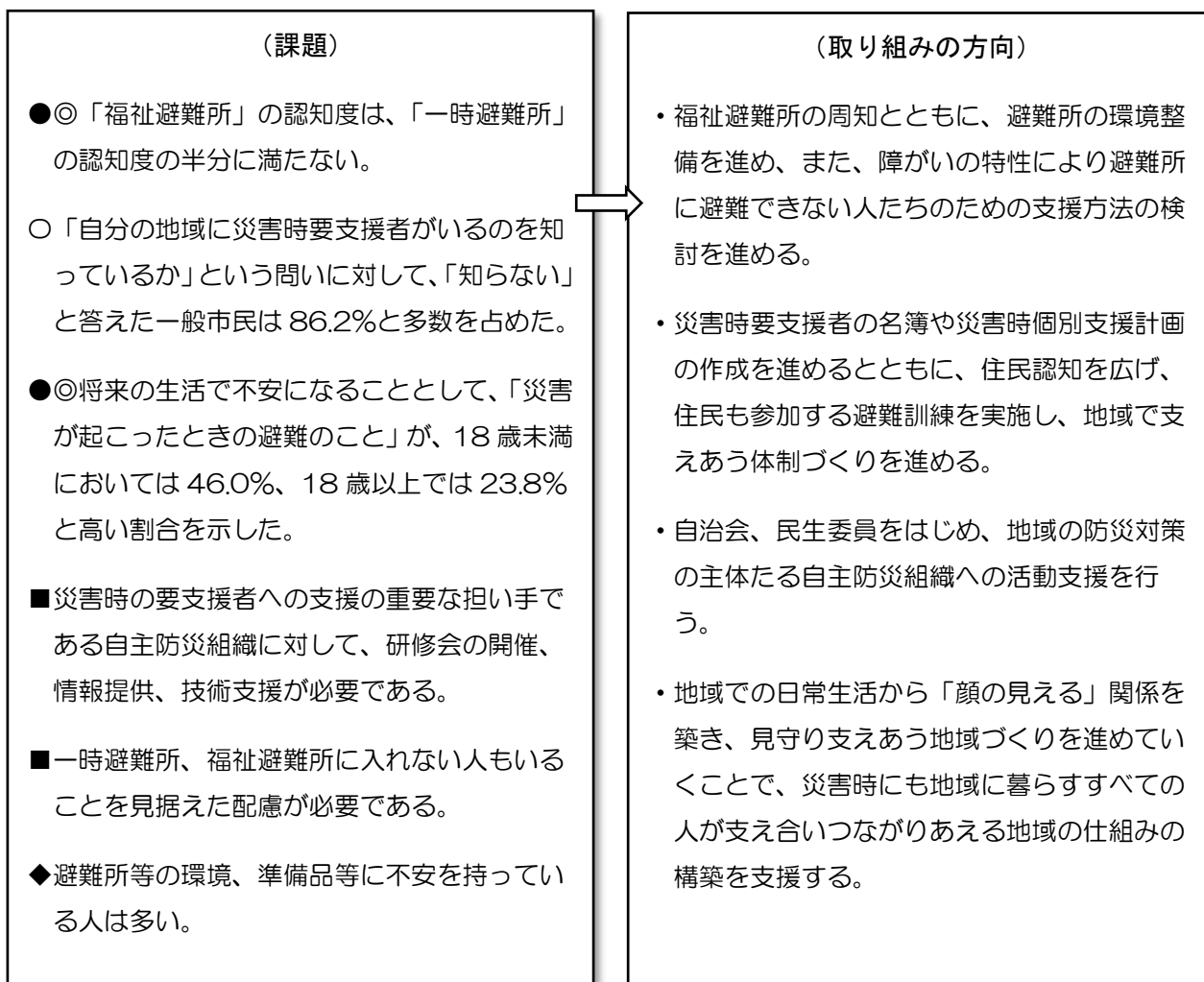
施策 14：コミュニケーション支援の充実



施策 15：移動の確保



施策 16：災害への備え





(第2次計画改訂版の見直し案) 下線箇所が見直し部分

目標4：支えあい、共生する地域をつくる

市民や地域に障がいと障がいのある人への理解があり、障がいのある人ない人が自然に交流し、かかわりあい、互いに支えあう地域共生社会を実現するため、障がいと障がいのある人への理解を深めるための事業を行います。また、地域で安心して暮らせるための生活支援を行うとともに、日常からの見守りや顔の見える関係づくりを通して、有事の際も誰もとりこぼさない体制づくりを進めます。

【施 策】

施策 13：人権文化の醸成と権利の擁護

施策 14：ふれあい・交流による支えあいの関係づくり

施策 15：コミュニケーション支援の充実

施策 16：移動の確保

施策 17：災害への備え